

申 立 書

令和 年 月 日

(あて先) 港区長

住 所
所 有 者
氏 名



このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、
自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家 屋 の 表 示

所 在 地 _____
家 屋 番 号 _____

2 家屋の住居表示 _____

3 入 居 年 月 日 令和 年 月 日

※入居予定年月日までの期間は申立日（申請日）から原則2週間程度です。

※入居予定年月日が2週間を超す場合、別途理由を疎明する書類が必要となります。

4 現在の家屋の処分方法（該当する番号に○をしてください。）

- (1) 売却する。 【売買契約（予約）書、売買媒介契約書等の写し】
- (2) 賃貸する。 【賃貸借契約（予約）書、賃貸借媒介契約書等の写し】
- (3) 借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等である。【現在の賃貸借契約書、使用許可書の写し】
- (4) 親族等が居住する。【親族等の申立書】
- (5) その他（ _____ ）

5 入居が登記の後になる理由（該当する番号に○をしてください。）

- (1) 資金調達上抵当権設定を急ぐため 【抵当権設定契約書、金銭消費貸借契約書等の写し】
- (2) 室内改装のため
- (3) 引っ越し準備のため
- (4) その他（ _____ ）

**なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、
証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。**